

# 神戸学院大学緊急学費減免 実施要項

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の直接的又は間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対して、学費の減免を行い、教育の機会均等を図ること。

## 2. 対象

選考基準を全て満たす、本学の学部生および大学院生（外国人留学生は除く）

## 3. 学費の減免額

2021年度の学費の20%

※他の学費減免制度により、残りの学費納入額が学費減免額を下回っている場合は、残りの納入額分を免除することとします。

## 4. 採用予定者数

200名程度

※採用数に限りがあるため、申請者多数の場合、選考方法に従って審査を行い、採用者を決定します。

## 5. 出願資格

下記の要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 次の①～③のいずれかに該当していること。

①国・地方公共団体又はその他の公的機関が、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は日本学生支援機構の給付奨学金〔家計急変〕の例に準ずる。)の提出があること。

(参考) 日本学生支援機構の給付奨学金〔家計急変〕における公的支援の例

[https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

②主たる家計支持者1名(学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者)の2020年の所得金額が、2019年の所得金額と比較し1/2以下となっていること。

③主たる家計支持者1名の2021年の所得見込額が、2019年もしくは2020年の所得金額と比較し、1/2以下となっていること。2021年の所得見込額は、2021年1月～5月のいずれか3か月分の所得合計を4倍して算出する。

(2) 主たる家計支持者1名の2020年の所得金額、もしくは2021年の所得見込額が、841万円以下(給与所得以外は355万円以下)であること。

## 6. 申請方法

以下の提出物を、学生支援センター 緊急学費減免担当係へ提出してください。申請書は大学ホームページに掲載していますので、そちらをダウンロードし、各自印刷してご記入ください。

郵送での提出も可能です。郵送で提出される場合は、個人情報を含みますので、**簡易書留**にてお送りください。

なお、**提出書類が欠けている場合は、申請受理とはなりませんので、ご了承ください。**

### 【提出書類】

①神戸学院大学緊急学費減免申請書【全員提出】

②新型コロナウイルスの影響を受ける前の所得を証明する書類※1【全員提出】

2019年分(令和元年年分)の所得証明書(原本)

又は、2020年分(令和2年年分)の所得証明書(原本)※2

③新型コロナウイルスの影響を受けた後の所得を証明する書類※1【全員提出】

2020年分(令和2年分)の所得証明書(原本)※2

又は、2021年1月～5月のいずれか3か月分の給与明細もしくは帳簿など(コピー)

④公的支援の受給証明書(写し)【該当者のみ】

(参考) 日本学生支援機構の給付奨学金[家計急変]における公的支援の例

[https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

⑤障がい者手帳(写し)※3【該当者のみ】

⑥雇用保険受給資格者証(写し)【該当者のみ】

退職した方のうち、失業手当を受けていた、もしくは現在受けている方は必ず提出してください。

失業手当を受けていない退職者の方は、その他の退職を証明する書類を提出してください。

※1 新型コロナの影響を受ける前後の所得を、どこで判定するかによって、提出物が異なります。

※2 発行できない場合は、2020年分(令和2年分)の源泉徴収票(コピー)又は、2020年分(令和2年分)の確定申告書(コピー)でも可能

※3 氏名・等級が分かるものを提出してください。

## 7. 提出期限

2021年6月30日(水)17:00まで ※郵送提出の場合、必着であること

## 8. 選考方法

出願資格を満たしていることを確認した上で、別表に基づく緊急学費減免認定所得を用いて順位付けを行います。選考にあたっては、認定所得の低い者を優先順位の上位としますが、公的支援の証明書の有無を含めた総合判定により学費減免者を決定します。

別表 緊急学費減免認定所得

緊急学費減免認定所得＝新型コロナウイルス影響を受けた後の所得※2－控除額(下記①②③④)の合計		
控除項目	控除額	備考
①所得変化控除	(新型コロナウイルスの影響を受ける前の所得※1－新型コロナウイルスの影響を受けた後の所得※2)×0.25	
②就学者控除	68万円/1人	申請者を除き、世帯員の中に小学生から大学生までの就学者がいる。
③障がい者控除	75万円/1人	世帯員の中に障害のある人がいる。(申請者本人を含む)
④自宅外控除	60万円	下宿をしており自宅外通学である。

※1 2019年もしくは2020年の所得金額。

※2 2020年の所得金額、もしくは2021年所得見込。

## 9. 採用者発表

採用者発表は、7月下旬ごろに学内情報サービスおよび大学ホームページなどでお知らせします。

減免は前期と後期に分けて実施します。前期減免分は、スケジュール関係上、還付とさせていただきますので、ご了承ください。なお、後期減免分は後期学費の振込用紙に反映させていただきます。

## 10. その他

以下に該当する場合は学費減免を取り消し、学費全額(休学の場合は休学在籍料)を納入するものとします。

(1) 当該学期に休学するとき。

(2) 学費減免の申請書等に虚偽の記入をしたとき。

(3) その他緊急学費減免採用者としてふさわしくない行為があったとき。

以 上

<提出先・問い合わせ先>

**【ポートアイランド第1キャンパス】**

神戸学院大学 学生支援センター 緊急学費減免担当係 A号館1階2番窓口  
〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3 TEL:078-974-4575

**【有瀬キャンパス】**

神戸学院大学 学生支援センター 緊急学費減免担当係 3号館1階4番窓口  
〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬 518 TEL:078-974-0656

※受付時間 9:00～11:45 12:45～17:00(平日のみ)